

＊ ＊ 重度知的障害者判定とは ＊ ＊

法律で企業は一定割合の障害者を雇用することが義務づけられています。

また、療育・愛護手帳を取得しておられる方が、公共職業安定所の紹介で会社に就職した際、本人に支払われる賃金の一部が一定期間補助されるなど、会社が利用できるいくつかの助成金制度等が定められています。

会社が利用できる助成制度等の内容については、就職された方の作業能力などを加味した障害程度で決定されることになっています。

この就労上の障害程度（重度・非重度）を判定するものとして、障害者職業センターで行う「雇用対策上の重度知的障害者の判定」が位置付けられています。

この判定によって、雇用対策上で重度知的障害者に該当された方を雇用された場合に会社が助成金制度等を利用できる範囲が拡大されます。また、障害者雇用数の算定を行うに当たって、重度知的障害者を雇用した場合には加算措置が設定されています。

これらの制度を企業が活用することによって、重度障害者の就職の機会が増加することが期待できます。

【 判定の対象は 】

療育・愛護手帳をお持ちの方で、手帳等級上で中軽度（療育B・C度、愛護3・4度）の方です。

療育手帳A度、愛護手帳1・2度、身体障害者手帳1・2級の方は、雇用対策上もそのまま「重度」に該当するため、またIQ60以上の方は作業能力等に関係なく重度知的障害者に該当しないため、職業センターでの重度判定は必要ございません。

【 実施方法は 】

判定に当たっては、知能検査の結果を用いることとされていますが、あらかじめ判定機関（児童相談所・知的障害者更生相談所等）へ知能指数を照会することができることになっているので、事前に本人・保護者の方に同意書をいただいた上で、検査結果を照会させていただきます。（ご本人様の負担も軽減されます）

照会させていただいた上で、職業センターにおいて実施が必要となる検査等を受けていただきます。

【 結果の連絡は 】

判定結果は、後日「判定書」に記載してお渡しします。就職が内定した際などに必要になってきますので、紛失しないように保管して下さい。

なお、この判定は雇用対策上（就労上）のみ有効なもので、年金制度など福祉対策上の利用はできません。